



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
12月9日(金)  
第362号

## 目次

### 告 示

○栃木県一般会計補正予算	1163
○道路の区域の変更	1165
○道路の供用開始	1165
○令和3(2021)年度栃木県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領	1166

### 公 告

○患者の届出	1177
--------	------

### 調達等公告

○入札公告(特定調達公告)	1177
---------------	------

## 告 示

### 栃木県告示第559号

令和4年度栃木県一般会計補正予算(第7号)については、令和4(2022)年11月30日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和4(2022)年12月9日

栃木県知事 福田 富一

令和4年度栃木県一般会計補正予算(第7号)

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ県内観光需要の回復を図るため、引き続き、国の全国旅行支援を活用し、県内旅行の割引等の支援を実施することとして編成したものである。

補正予算の総額は、7億4,000万円の増額となり、既定予算が1兆637億2,614万円であったので、補正後の予算総額は、1兆644億6,614万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	256,000,000		256,000,000
2 地方消費税清算金	95,091,000		95,091,000
3 地方譲与税	39,397,000		39,397,000
4 地方特例交付金	1,500,000		1,500,000
5 地方交付税	141,320,000		141,320,000
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分担金及び負担金	2,735,639		2,735,639
8 使用料及び手数料	11,071,006		11,071,006
9 国庫支出金	190,135,427	740,000	190,875,427
10 財産収入	1,455,676		1,455,676

11	寄附金	85,371		85,371
12	繰入金	29,744,806		29,744,806
13	繰越金	3,876,506		3,876,506
14	諸収入	196,158,709		196,158,709
15	県債	94,555,000		94,555,000
	合計	1,063,726,140	740,000	1,064,466,140

## (2) 歳出 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 議会費	1,452,123		1,452,123
2 総務費	55,889,591		55,889,591
3 民生費	115,177,709		115,177,709
4 衛生費	129,149,364		129,149,364
5 労働費	1,858,377		1,858,377
6 農林水産業費	40,883,031		40,883,031
7 商工費	193,660,130	740,000	194,400,130
8 土木費	92,126,269		92,126,269
9 警察費	45,014,286		45,014,286
10 教育費	184,263,493		184,263,493
11 災害復旧費	2,549,514		2,549,514
12 公債費	99,667,903		99,667,903
13 諸支出金	101,034,350		101,034,350
14 予備費	1,000,000		1,000,000
合計	1,063,726,140	740,000	1,064,466,140

## (3) 歳出(性質別) (単位 千円)

区分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 職員費	195,419,836		195,419,836
2 公共事業費	66,962,896		66,962,896
3 建設事業費	70,050,999		70,050,999
4 公債償還費	99,667,903		99,667,903
5 主要義務費	139,144,228		139,144,228
6 税交付金等	101,034,350		101,034,350
7 一般行政費	180,064,227	740,000	180,804,227
8 受託事務費	2,363,639		2,363,639
9 県単補助金	26,204,249		26,204,249

10 県 単 貸 付 金	174,779,574		174,779,574
11 災 害 復 旧 費	2,473,881		2,473,881
12 直 轄 事 業 負 担 金	5,560,358		5,560,358
合 計	1,063,726,140	740,000	1,064,466,140

部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説 明																		
〔産業労働観光部〕 新たなG o T oトラ ベル事業費	740,000	観光需要の回復に向けた県内旅行代金の割引等に要する経費の 補正 (補正前) 12,000,000 → (補正後) 12,740,000 ・委託先 旅行会社等 ・割引額等																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">旅行種別等</th> <th colspan="2">宿泊 (人泊)</th> <th rowspan="2">日帰り (人)</th> </tr> <tr> <th>交通付商品</th> <th>交通付商品 以 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引金額</td> <td colspan="2">旅行代金の4割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>割引上限額</td> <td>8千円</td> <td>5千円</td> <td>5千円</td> </tr> <tr> <td>地域限定 クーポン</td> <td colspan="3">平日3千円 休日1千円</td> </tr> </tbody> </table>	旅行種別等	宿泊 (人泊)		日帰り (人)	交通付商品	交通付商品 以 外	割引金額	旅行代金の4割			割引上限額	8千円	5千円	5千円	地域限定 クーポン	平日3千円 休日1千円		
旅行種別等	宿泊 (人泊)			日帰り (人)																
	交通付商品	交通付商品 以 外																		
割引金額	旅行代金の4割																			
割引上限額	8千円	5千円	5千円																	
地域限定 クーポン	平日3千円 休日1千円																			

(財政課)

栃木県告示第560号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4(2022)年12月9日から令和5(2023)年1月10日まで一般の縦覧に供する。

令和4(2022)年12月9日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 藤原宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
67	前	日光市藤原字タテ原国有林4林班あ1 小班から 日光市藤原字タテ原国有林3林班ち1 小班まで	6.6 ~ 54.6	464.9	
	後	日光市藤原字タテ原国有林4林班あ1 小班から 日光市藤原字タテ原国有林3林班ち1 小班まで	15.0 ~ 54.6	458.3	

栃木県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4（2022）年12月9日から令和5（2023）年1月10日まで一般の縦覧に供する。

令和4（2022）年12月9日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	日光市藤原字センケン山1439から 日光市藤原字センケン山1439まで	令和4（2022）年 12月9日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	日光市藤原字タテ原国有林3林班と4小班から 日光市藤原字タテ原国有林3林班ち1小班まで	令和4（2022）年 12月9日

（道路保全課）

栃木県告示第562号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、令和4（2022）年11月30日栃木県議会において認定された令和3（2021）年度栃木県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領を次のとおり公表する。

令和4（2022）年12月9日

栃木県知事 福田 富一

I 令和3(2021)年度栃木県一般会計歳入歳出決算

1 歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1 県 税		253,000,000,000	258,073,210,173	255,383,664,301	276,840,068	2,412,705,804
	1 県 民 税	81,926,500,000	85,698,047,328	83,290,633,203	231,925,768	2,175,488,357
	2 事 業 税	59,763,500,000	61,089,828,479	60,973,304,767	22,146,204	94,377,508
	3 地 方 消 費 税	44,313,000,000	44,142,178,796	44,142,178,796		
	4 不 動 産 取 得 税	4,702,500,000	4,734,148,757	4,678,789,346	2,777,302	52,582,109
	5 県 た ば こ 税	2,102,000,000	2,322,338,895	2,322,337,747		1,148
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,286,000,000	2,274,507,700	2,267,551,570		6,956,130
	8 軽 油 引 取 税	21,349,000,000	21,666,193,981	21,663,181,641		3,012,340
	9 自 動 車 税	36,513,500,000	36,060,307,253	36,009,569,239	2,379,542	48,358,472
	10 鉱 区 税	7,000,000	7,736,200	7,736,200		
	11 狩 猟 税	21,000,000	22,359,800	22,359,800		
	12 旧 法 に よ る 税	16,000,000	55,562,984	6,021,992	17,611,252	31,929,740
2 地 方 消 費 税 清 算 金		95,953,000,000	95,954,309,230	95,954,309,230		
1 地 方 消 費 税 清 算 金		95,953,000,000	95,954,309,230	95,954,309,230		
3 地 方 譲 与 税		34,416,346,000	34,416,346,011	34,416,346,011		
1 地 方 法 人 事 業 譲 与 税		31,251,441,000	31,251,441,000	31,251,441,000		
2 地 方 揮 発 油 譲 与 税		2,738,969,000	2,738,969,011	2,738,969,011		
3 石 油 ガ ス 譲 与 税		94,303,000	94,303,000	94,303,000		
4 自 動 車 重 量 譲 与 税		235,343,000	235,343,000	235,343,000		
5 森 林 環 境 譲 与 税		96,290,000	96,290,000	96,290,000		
4 地 方 特 例 交 付 金		1,513,675,000	1,513,675,000	1,513,675,000		
1 地 方 特 例 交 付 金		1,513,675,000	1,513,675,000	1,513,675,000		

5 地方交付税									
6 交通安全対策特別交付金	1 地方交付税	155,557,034,000	155,557,034,000	155,557,034,000	155,557,034,000	155,557,034,000			
		502,812,000	502,812,000	502,812,000	502,812,000	502,812,000			
	1 交通安全対策特別交付金	502,812,000	502,812,000	502,812,000	502,812,000	502,812,000			
7 分担金及び負担金		3,649,945,324	2,908,344,823	2,908,344,823	2,908,344,823	2,803,975,451	16,005,700		88,363,672
	1 負担金	3,649,945,324	2,908,344,823	2,908,344,823	2,908,344,823	2,803,975,451	16,005,700		88,363,672
8 使用料及び手数料		11,304,169,000	10,504,611,204	10,504,611,204	10,504,611,204	10,361,435,065	2,534,333		140,641,806
	1 使用料	7,502,113,000	7,209,244,124	7,209,244,124	7,209,244,124	7,066,067,985	2,534,333		140,641,806
	2 手数料	3,802,056,000	3,295,367,080	3,295,367,080	3,295,367,080	3,295,367,080			
9 国庫支出金		285,342,197,872	201,623,661,076	201,623,661,076	201,623,661,076	201,620,934,076			2,727,000
	1 国庫負担金	52,920,218,508	49,584,343,365	49,584,343,365	49,584,343,365	49,584,343,365			
	2 国庫補助金	230,512,727,364	150,272,746,932	150,272,746,932	150,272,746,932	150,270,019,932			2,727,000
	3 委託金	1,909,252,000	1,766,570,779	1,766,570,779	1,766,570,779	1,766,570,779			
10 財産収入		1,400,715,000	1,165,616,760	1,165,616,760	1,165,616,760	1,165,616,760			
	1 財産運用収入	694,176,000	570,519,546	570,519,546	570,519,546	570,519,546			
	2 財産売却収入	706,539,000	595,097,214	595,097,214	595,097,214	595,097,214			
11 寄附金		610,476,000	496,822,992	496,822,992	496,822,992	496,822,992			
	1 寄附金	610,476,000	496,822,992	496,822,992	496,822,992	496,822,992			
12 繰入金		20,687,629,000	15,340,921,211	15,340,921,211	15,340,921,211	15,340,921,211			
	1 特別会計繰入金	211,147,000	208,907,685	208,907,685	208,907,685	208,907,685			
	2 基金繰入金	20,476,482,000	15,132,013,526	15,132,013,526	15,132,013,526	15,132,013,526			
13 繰越金		22,416,961,063	22,416,960,685	22,416,960,685	22,416,960,685	22,416,960,685			
	1 繰越金	22,416,961,063	22,416,960,685	22,416,960,685	22,416,960,685	22,416,960,685			

14諸	収入	238,770,139,691	179,218,590,491	178,777,081,477	26,566,536	414,942,478
	1 延滞金、加算金及び 過料等	329,939,000	245,681,690	226,559,557	3,092,774	16,029,359
	2 県預金利子	141,000				
	3 貸付金元利収入	217,859,885,000	161,128,701,319	161,058,399,603		70,301,716
	4 受託事業収入	2,250,470,691	1,517,438,655	1,517,438,655		
	5 収益事業収入	8,179,632,000	7,422,993,837	7,422,993,837		
	6 利子割精算金収入	50,000				
	7 雑入	10,150,022,000	8,903,774,990	8,551,689,825	23,473,762	328,611,403
15県	債	157,490,000,000	119,697,000,000	119,697,000,000		
	1 県債	157,490,000,000	119,697,000,000	119,697,000,000		
	合計	1,282,615,099,950	1,099,389,915,656	1,096,008,588,259	321,946,637	3,059,380,760

2 歳出		(単位：円)				
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	
1 議	費	1,332,236,000	1,294,801,939		37,434,061	
2 総務	費	1,332,236,000	1,294,801,939		37,434,061	
	1 議	67,909,046,605	59,379,011,640	4,277,969,200	4,252,065,765	
	1 総務	44,705,957,000	37,755,211,312	3,326,018,000	3,624,727,688	
	2 企	6,649,380,605	5,896,811,367	642,946,200	109,623,038	
	3 徴	9,009,819,000	8,789,459,328		220,359,672	
	4 市	1,671,946,000	1,657,906,474	110,000	13,929,526	
	5 選	928,514,000	923,993,874		4,520,126	
	6 防	1,420,736,000	1,126,525,202	220,241,000	73,969,798	
	7 統	405,151,000	381,838,504		23,312,496	
	8 人	134,671,000	131,079,882		3,591,118	
	9 監	176,306,000	172,417,443		3,888,557	
	10 国体・障害者スポーツ大会費	2,806,566,000	2,543,768,254	88,654,000	174,143,746	
3 民生	費	120,698,514,000	116,318,920,441	967,300,900	3,412,292,659	
	1 社	76,312,447,000	73,992,168,984	806,485,000	1,513,793,016	
	2 児	37,473,650,000	36,001,317,976	68,014,900	1,404,317,124	
	3 生	4,106,269,000	3,694,239,781		412,029,219	
	4 災	81,810,000	62,854,201		18,955,799	
	5 県	2,724,338,000	2,568,339,499	92,801,000	63,197,501	
4 衛生	費	137,557,850,000	108,880,134,180	3,453,762,000	25,223,953,820	
	1 公	48,184,313,000	36,714,663,947	991,000,000	10,478,649,053	
	2 環	5,373,964,000	2,939,561,575	2,261,681,000	172,721,425	



5 労働費	3 保健所費	2,147,878,000	2,120,551,353		27,326,647
	4 医療費	75,131,553,000	60,706,010,078	13,200,000	14,412,342,922
	5 病院費	4,237,140,000	4,229,848,142		7,291,858
	6 環境対策費	2,483,002,000	2,169,499,085	187,881,000	125,621,915
		1,826,078,000	1,689,147,585		136,930,415
	1 労働費	336,716,000	329,345,452		7,370,548
6 農林水産業費	2 職業訓練費	1,267,298,000	1,153,169,576		114,128,424
	3 失業対策費	126,435,000	114,340,254		12,094,746
	4 労働委員会費	95,629,000	92,292,303		3,336,697
		49,721,296,890	35,426,685,278	12,339,069,159	1,955,542,453
7 商工費	1 農業費	11,741,763,640	8,366,272,327	2,780,252,000	595,239,313
	2 畜産業費	3,637,093,000	3,027,592,690	185,307,000	424,193,310
	3 農地費	18,397,257,250	13,021,166,569	5,178,958,159	197,132,522
	4 林業費	15,005,194,000	10,094,660,941	4,194,552,000	715,981,059
	5 水産業費	911,916,000	890,905,206		21,010,794
	6 自然保護費	28,073,000	26,087,545		1,985,455
8 土木費	1 商工費	279,314,022,000	196,845,716,459	24,539,365,240	57,928,940,301
	2 観光費	271,270,606,000	193,747,268,626	19,785,285,240	57,738,052,134
8 土木費		8,043,416,000	3,098,447,833	4,754,080,000	190,888,167
		160,656,428,970	100,756,737,519	59,252,124,957	647,566,494
	1 土木管理費	4,703,496,000	4,142,410,840	443,549,000	117,536,160
	2 道路橋りょう費	86,394,983,431	53,864,924,595	32,381,043,284	149,015,552
8 土木費	3 河川費	54,484,664,452	31,565,662,408	22,625,961,231	293,040,813
	4 都市計画費	12,503,416,247	9,295,832,119	3,142,591,607	64,992,521

9 警 察 費	5住	宅	費	2,569,868,840	1,887,907,557	658,979,835	22,981,448
	1 警 察 管 理	費	46,797,748,000	45,716,177,281	619,668,000	461,902,719	
10 教 育 費	2 警 察 活 動	費	45,460,823,000	44,470,007,245	619,668,000	371,147,755	
	1 教 育 総 務	費	1,336,925,000	1,246,170,036		90,754,964	
11 災 害 復 旧 費			183,652,251,800	178,052,756,071	2,853,723,000	2,745,772,729	
	1 小 学 校	費	25,151,097,000	24,587,591,578	39,600,000	523,905,422	
	2 中 学 校	費	60,580,787,000	60,223,323,198		357,463,802	
	3 高 等 学 校	費	36,342,306,000	36,069,022,085		273,283,915	
	4 特 別 支 援 学 校	費	38,771,737,000	36,196,146,612	1,942,074,000	633,516,388	
	5 社 会 教 育	費	15,115,299,000	14,530,059,642	156,938,000	428,301,358	
	7 保 健 体 育	費	1,405,919,000	1,089,203,983		316,715,017	
12 公 債 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	費	6,285,106,800	5,357,408,973	715,111,000	212,586,827	
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	費	17,703,801,685	12,418,892,270	2,297,099,063	2,987,810,352	
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	費	1,786,211,000	1,019,329,722	119,150,000	647,731,278	
	4 社 会 福 祉 施 設 等 災 害 復 旧 費	費	15,885,931,685	11,376,622,002	2,177,949,063	2,331,360,620	
13 諸 支 出 金	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	費	4,632,000	414,425		4,217,575	
	4 社 会 福 祉 施 設 等 災 害 復 旧 費	費	27,027,000	22,526,121		4,500,879	
14 公 債 費			113,081,108,000	113,079,012,770		2,095,230	
	1 公 債	費	113,081,108,000	113,079,012,770		2,095,230	
	1 地 方 消 費 税 清 算 金		102,066,350,000	101,345,311,833		721,038,167	
	2 利 子 割 交 付 金		42,788,000,000	42,787,060,230		939,770	
15 諸 支 出 金	3 地 方 消 費 税 交 付 金		177,000,000	152,587,000		24,413,000	
	4 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金		48,325,000,000	48,324,614,000		386,000	
16 諸 支 出 金			1,624,000,000	1,591,937,603		32,062,397	

6自動車取得税交付金	200,000			200,000
7利子割精算金	150,000			150,000
8配当割交付金	1,733,000,000	1,570,686,000		162,314,000
9株式等譲渡所得割交付金	1,998,000,000	1,816,198,000		181,802,000
10環境性能割交付金	851,000,000	780,841,000		70,159,000
11法人事業税交付金	4,570,000,000	4,321,388,000		248,612,000
14予備費	298,368,000			298,368,000
1予備費	298,368,000			298,368,000
合 計	1,282,615,099,950	1,071,203,305,266	110,600,081,519	100,811,713,165

歳入歳出差引残額(A) 24,805,282,993円  
 翌年度へ繰り越すべき財源(B) 13,572,154,038円  
 実質収支額(A-B) 11,233,128,955円

## II 令和3(2021)年度栃木県特別会計歳入歳出決算

## 1 歳入

(単位:円)

会計名	事項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
公債	管理	48,244,710,000	48,244,710,000	48,244,710,000		
地方独立行政法人県立病院貸付金		3,646,030,000	3,577,794,444	3,577,794,444		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		556,110,000	1,141,494,900	711,272,556	865,539	429,356,805
心身障害者扶養共済事業		295,220,000	281,977,300	280,883,600		1,093,700
国民健康保険	保険	196,108,490,000	197,585,139,857	197,585,139,857		
中小企業高度化等資金貸付事業		48,480,000	1,412,316,973	600,198,499		812,118,474
就農支援資金貸付事業		106,970,000	295,925,659	290,664,133		5,261,526
県営林事業	事業	402,340,000	559,360,091	559,360,091		
林業・木材産業改善資金貸付事業		74,330,000	246,096,150	230,551,064		15,545,086
合	計	249,482,680,000	253,344,815,374	252,080,574,244	865,539	1,263,375,591

(単位：円)

2 歳出

会計名	事項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額
公債管理		48,244,710,000	48,244,710,000		
地方独立行政法人県立病院貸付金		3,646,030,000	3,577,794,444		68,235,556
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		556,110,000	408,491,164		147,618,836
心身障害者扶養共済事業		295,220,000	280,525,400		14,694,600
国民健康保険		196,108,490,000	181,027,494,103		15,080,995,897
中小企業高度化等資金貸付事業		48,480,000	33,056,537		15,423,463
就農支援資金貸付事業		106,970,000	104,465,580		2,504,420
県営林事業		402,340,000	359,264,665		43,075,335
林業・木材産業改善資金貸付事業		74,330,000	60,513		74,269,487
合 計		249,482,680,000	234,035,862,406		15,446,817,594

歳入歳出差引残額 (A) 18,044,711,838円

翌年度へ繰り越すべき財源 (B)

実質収支額 (A-B) 18,044,711,838円

### Ⅲ 監査委員の意見

本県の令和3(2021)年度一般会計の決算は新型コロナウイルス感染症対策費の増加等により、歳入額は1兆960億858万円(1万円未満切捨て。以下同じ。)、歳出額は1兆712億330万円となり、2年連続で1兆円を超えるとともに過去最大となった。また、実質収支額は112億3,312万円の黒字となった。

歳入においては、自主財源の大宗を占める県税収入が、コロナ禍からの企業業績の回復と消費活動の持ち直しなどに伴い、4年ぶりに増加し、128億3,217万円増の2,553億8,366万円となったほか、令和3年度に発行する臨時財政対策債の償還財源の一部として、国が臨時財政対策債償還基金費を措置したことなどにより、地方交付税が243億4,267万円増の1,555億5,703万円となった。

また、歳出においては、令和元年東日本台風に係る災害復旧事業費が減少したものの、医療機関や事業者への協力金支給や商工制度融資などの新型コロナウイルス感染症対策関連経費が大幅に増加したほか、医療福祉関係経費も引き続き増加している。

経常収支比率(普通会計ベース)は、前年度から6.3ポイント減少の88.8%となったものの、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や国際情勢の変化に伴う物価高騰などにより、経済の先行きは不透明な状況となっており、今後も厳しい財政運営が続くことが見込まれる。

このような中、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動との両立に適切に取り組みながら、人口減少・少子高齢化の進行やデジタル化の進展など、社会経済環境の変化がもたらす諸課題等に的確に対応するため、県政の基本指針である「とちぎ未来創造プラン」や「とちぎ創生15いちご戦略(第2期)」を着実に推進するとともに、頻発・激甚化する自然災害や家畜伝染病などの突発的な危機事象にも迅速かつ機動的に対応することが求められている。

このため、「とちぎ行革プラン2021」に沿って、行政コストの削減及び歳入確保の取組などを積極的に推進するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済性、効率性及び有効性の観点を十分に踏まえ、事業の優先順位を見極めながら、各種施策に取り組まれない。

さらに、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を通して得られたレガシーを継承し、各関係機関との連携のもと、高い競技力の確保並びにスポーツや文化を通じた地域の人材育成・活性化を図るとともに、引き続き、本県の魅力・実力を国内外に向けて効果的に発信し続けるよう望むものである。

なお、個別事項については、次のとおりであるので十分留意されたい。

#### (1) 歳入の確保

ア 県税については、県民への税知識の理解促進と納税意識の高揚に加え、キャッシュレス決済など納税手法の多様化に努められたい。また、徴収率は過去最高となったものの、収入未済額は依然多額であり、特に個人県民税の占める割合が大きいことから、市町とも連携しながら着実な滞納整理に取り組まれない。

イ 県税以外の収入未済額については、県民負担の公平性を確保する観点から、「債権管理に関する取組方針」などに基つき、弁護士等の民間ノウハウを活用しながら、滞納の未然防止や債権回収の強化及び債権の適切な整理を徹底されたい。

ウ ネーミングライツの活用等による広告収入、クラウドファンディングやふるさと納税制度等の多様な手法を活用した財源の確保に取り組まれない。

#### (2) 財産管理の適正化

ア 道路・橋りょうを含むすべての公共施設等について、今後急速な老朽化の進行が見込まれることから、「栃木県公共施設等総合管理基本方針」に基つき、適時適切に点検・診断や維持保全を行うことにより、事故の防止や防災・減災を図り、県民の安全・安心の確保を徹底するとともに、予防保全による長寿命化の推進と、適正な規模等を踏まえた総量の最適化を図られたい。

イ 未利用財産については、保有、維持することの必要性の検証を行い、今後も利活用が見込めない財産については、積極的な売却・処分等に努められたい。

ウ 財産管理に当たっては、適正な管理運営と予防保全の実施により、維持管理経費の平準化に努めるとともに、照明のLED化や空調設備の高効率化などにより、光熱水費をはじめとする管理経費の一層の削減を図られたい。

## (3) 事務事業の執行

ア 事務事業の執行に当たっては、県民等のニーズを十分に把握し、アウトカムを意識した的確な目標を設定した上で、事業実施後に継続的な効果検証及び評価を的確に行うとともに、目標が確実に達成されるよう積極的に取り組まれない。

イ 複雑・多様化する行政課題に的確に対応し、さらなる県民サービスの向上を図るため、新たに導入される情報インフラの積極的な活用と職員の意識改革を徹底し、行政手続のデジタル化やA I - O C R<sup>\*1</sup>、R P A<sup>\*2</sup>等の導入拡大を推進することにより、業務プロセスの改善に取り組まれない。

※1 A I - O C R : 申請書等書面に記載された文字を読み取ってテキストデータを作成するツール

※2 R P A : パソコンの操作を自動的に行うソフトウェア

(会計局会計管理課)

**公 告**

## ○患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年12月9日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	令和4(2022)年11月28日	法令殺

(畜産振興課)

**調 達 等 公 告**

## ○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4(2022)年12月9日

栃木県下水道管理事務所長 田 上 浩

I

## 1 入札に付する事項

- 委託業務件名 巴波川流域下水道巴波川浄化センター包括的維持管理業務委託 一式
- 委託業務内容 入札説明書による。
- 履行期間 令和5(2023)年4月1日(土)から令和8(2026)年3月31日(火)まで
- 履行場所 栃木県栃木市城内町2-57-62 巴波川浄化センター 外

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- 単独企業の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。
  - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、施設管理の入札参加資格を有すると決定された者であること。
  - 競争参加資格確認申請書提出日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
  - 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録者であること。



オ 次に掲げる施設を有する下水道終末処理場等の運転操作業務を平成29(2017)年度以降に2年以上元請として履行した実績(共同企業体の構成員として総括責任者を配した業務の実績を含む。)を有する者であること。(なお、令和2(2020)年度以降に受注した地方公共団体の上下水道又は一般廃棄物処理施設の運転操作業務において、契約期間中における契約解除の事実がない者に限る。)

(ア) 標準活性汚泥法(高度処理の変法を含む。)を用いる水処理施設又はそれと同等以上の処理方法を用いる水処理施設

(イ) 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設

カ 次に掲げる者を履行場所に専任で配置できる者であること。

(ア) 総括責任者 下水道法(昭和33年法律第79号)第22条第2項に定める資格を有する者であり、下水道終末処理場等の運転操作業務において2年以上総括責任者又は副総括責任者として従事した経験を有する者であること。

(イ) 副総括責任者 下水道法第22条第2項に定める資格を有する者であること。

キ 業務を実施するための業務計画書が作成できる者であること。

ク 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

(2) 共同企業体の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。

ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。

イ 共同企業体の運営形態が、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

ウ 共同企業体の各構成員の出資比率が、構成員数が2者の場合は30パーセント以上、構成員数が3者である場合は20パーセント以上であること。

エ 共同企業体の代表者の出資比率が、他の構成員の出資比率より大きいこと。

オ 共同企業体の各構成員が、(1)アからウまでに掲げる要件を全て満たしている者であること。

カ 共同企業体の代表者が、(1)エ、オ及びキに掲げる要件のいずれも満たしている者であること。

キ 共同企業体として(1)カに掲げる要件を満たしていること。

ク 各構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

### 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所の名称等

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 電話 0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所、交付方法及び縦覧

入札説明書については、令和4(2022)年12月9日(金)から令和5(2023)年1月12日(木)まで入札情報システム上で公開する。なお、入札情報システムでは容量上公開できない資料の確認は、同期間(土曜日、日曜日、祝日、令和4(2022)年12月29日(木)、同月30日(金)、令和5(2023)年1月3日(火)を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、(1)の場所において縦覧に付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和5(2023)年2月10日(金)午後5時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、栃木県物品等電子調達運用基準(令和3年(2021)年3月26日付け会管第461号)に定める紙入札方式参加承諾願(様式1)を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)により提出すること。郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。

イ 開札の日時及び場所

令和5(2023)年2月13日(月)午前10時00分 栃木県下水道管理事務所会議室において電子入札システムにより開札を行う。

なお、入札参加者の立会いは求めないものとするが、立会いを希望する場合は、開札日の前日(閉庁日を除く。)までに連絡し、代理人が立会う場合は委任状を提出すること。

(4) 入札方法



1(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第143条第2項の規定（同項第4号中「又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社」を除く。）により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第144条第1号に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1とする。

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び2の入札に参加する者に必要な資格資料を令和5(2023)年1月13日(金)午後5時00分までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

なお、資料の容量が3MBを超える場合又は提出する資料の特性上電子化できない資料が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該資料の郵送(書留郵便)又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出資料の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された資料等については、返却しない。

(4) 審査

ア 技術審査

下水道管理事務所長が、入札参加希望者の作成した資料をイの技術審査基準により審査する。

イ 技術審査基準

入札参加希望者の作成した資料が、下水道管理事務所で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

ウ 審査結果

令和5(2023)年1月16日(月)に電子入札システムにより通知する。

(5) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和5(2023)年1月30日(月)午後5時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は、メール又は郵送により提出すること。

イ 質問の内容及び回答は、令和5(2023)年2月6日(月)までに電子入札システム上で公開する。

(6) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号)第19条に掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(7) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 紙による入札参加承諾の基準等

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(10) その他

ア 低入札調査基準価格による。

イ その他

(ア) 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

(イ) 令和5(2023)年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Consignment of Total Management/Maintenance of the Uzumagawa Purification Center for work on the Uzumagawa River Basin Sewers.

(2) Time and Date of bidding:

5:00 p.m., February 10, 2023

(3) Information is available at:

General Affairs Division,  
Sewage Management Office,  
Department of Land Development,  
Tochigi Prefecture  
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524  
TEL 0285-53-5694

II

1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター包括的維持管理業務委託 一式

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和5(2023)年4月1日(土)から令和8(2026)年3月31日(火)まで

(4) 履行場所 栃木県日光市町谷1818 鬼怒川上流浄化センター 外

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 単独企業の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、施設管理の入札参加資格を有すると決定された者であること。

ウ 競争参加資格確認申請書提出日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録者であること。

オ 次に掲げる施設を有する下水道終末処理場等の運転操作業務を平成29(2017)年度以降に2年以上元請として履行した実績(共同企業体の構成員として総括責任者を配した業務の実績を含む。)を有

する者であること。(なお、令和2(2020)年度以降に受注した地方公共団体の上下水道又は一般廃棄物処理施設の運転操作業務において、契約期間中における契約解除の事実がない者に限る。)

(ア) 標準活性汚泥法(高度処理の変法を含む。)を用いる水処理施設又はそれと同等以上の処理方法を用いる水処理施設

(イ) 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設

カ 次に掲げる者を履行場所に専任で配置できる者であること。

(ア) 総括責任者 下水道法(昭和33年法律第79号)第22条第2項に定める資格を有する者であり、下水道終末処理場等の運転操作業務において2年以上総括責任者又は副総括責任者として従事した経験を有する者であること。

(イ) 副総括責任者 下水道法第22条第2項に定める資格を有する者であること。

キ 業務を実施するための業務計画書が作成できる者であること。

ク 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

(2) 共同企業体の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。

ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。

イ 共同企業体の運営形態が、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

ウ 共同企業体の各構成員の出資比率が、構成員数が2者の場合は30パーセント以上、構成員数が3者である場合は20パーセント以上であること。

エ 共同企業体の代表者の出資比率が、他の構成員の出資比率より大きいこと。

オ 共同企業体の各構成員が、(1)アからウまでに掲げる要件を全て満たしている者であること。

カ 共同企業体の代表者が、(1)エ、オ及びキに掲げる要件のいずれも満たしている者であること。

キ 共同企業体として(1)カに掲げる要件を満たしていること。

ク 各構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

### 3 入札の手續等

(1) 契約に関する事務を担当する公所の名称等

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 電話 0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所、交付方法及び縦覧

入札説明書については、令和4(2022)年12月9日(金)から令和5(2023)年1月12日(木)まで入札情報システム上で公開する。なお、入札情報システムでは容量上公開できない資料の確認は、同期間(土曜日、日曜日、祝日、令和4(2022)年12月29日(木)、同月30日(金)、令和5(2023)年1月3日(火)を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、(1)の場所において縦覧に付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和5(2023)年2月10日(金)午後5時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、栃木県物品等電子調達運用基準(令和3年(2021)年3月26日付け会管第461号)に定める紙入札方式参加承諾願(様式1)を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)により提出すること。郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。

イ 開札の日時及び場所

令和5(2023)年2月13日(月)午前10時15分 栃木県下水道管理事務所会議室において電子入札システムにより開札を行う。

なお、入札参加者の立会いは求めないものとするが、立会いを希望する場合は、開札日の前日(開庁日を除く。)までに連絡し、代理人が立会う場合は委任状を提出すること。

(4) 入札方法

1(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第143条第2項の規定（同項第4号中「又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社」を除く。）により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第144条第1号に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1とする。

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び2の入札に参加する者に必要な資格資料を令和5（2023）年1月13日（金）午後5時00分までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

なお、資料の容量が3MBを超える場合又は提出する資料の特性上電子化できない資料が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準に定める提出書類通知書（様式2）を提出することにより、当該資料の郵送（書留郵便）又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出資料の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された資料等については、返却しない。

(4) 審査

ア 技術審査

下水道管理事務所長が、入札参加希望者の作成した資料をイの技術審査基準により審査する。

イ 技術審査基準

入札参加希望者の作成した資料が、下水道管理事務所で作成する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

ウ 審査結果

令和5（2023）年1月16日（月）に電子入札システムにより通知する。

(5) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和5（2023）年1月30日（月）午後5時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は、メール又は郵送により提出すること。

イ 質問の内容及び回答は、令和5（2023）年2月6日（月）までに電子入札システム上で公開する。

(6) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年3月26日付け会管第460号）第19条に掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(7) 落札者の決定方法



ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 紙による入札参加承諾の基準等

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(10) その他

ア 低入札調査基準価格による。

イ その他

(ア) 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

(イ) 令和5(2023)年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Consignment of Total Management/Maintenance of the Kinugawa Joryu Purification Center for work on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers.

(2) Time and Date of bidding:

5:00 p.m., February 10, 2023

(3) Information is available at:

General Affairs Division,

Sewage Management Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

## III

### 1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 栃木県下水道資源化工場運転操作業務委託 一式

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和5(2023)年4月1日(土)から令和6(2024)年3月31日(日)まで

(4) 履行場所 栃木県宇都宮市茂原町768 下水道資源化工場

### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 単独企業の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、施設管理の入札参加資格を有すると決定された者であること。

ウ 競争参加資格確認申請書提出日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録者であること。

オ 地方公共団体の溶融炉施設の運転操作業務を平成29(2017)年度以降に2年以上元請として履行した実績(共同企業体の構成員として総括責任者を配した業務の実績を含む。)を有する者であること。(なお、令和2(2020)年度以降に受注した地方公共団体の上下水道又は一般廃棄物処理施設の運転操作業務において、契約期間中における契約解除の事実がない者に限る。)

カ 次に掲げる者を履行場所に専任で配置できる者であること。

(ア) 総括責任者 下水道法(昭和33年法律第79号)第22条第2項に定める資格を有する者であり、下水道終末処理場等の運転操作業務において2年以上総括責任者又は副総括責任者として従事した経験を有する者であること。

(イ) 副総括責任者 下水道法第22条第2項に定める資格を有する者であること。

キ 業務を実施するための業務計画書が作成できる者であること。

ク 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

(2) 共同企業体の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。

ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。

イ 共同企業体の運営形態が、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

ウ 共同企業体の各構成員の出資比率が、構成員数が2者の場合は30パーセント以上、構成員数が3者である場合は20パーセント以上であること。

エ 共同企業体の代表者の出資比率が、他の構成員の出資比率より大きいこと。

オ 共同企業体の各構成員が、(1)アからウまでに掲げる要件を全て満たしている者であること。

カ 共同企業体の代表者が、(1)エ、オ及びキに掲げる要件のいずれも満たしている者であること。

キ 共同企業体として(1)カに掲げる要件を満たしていること。

ク 各構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

### 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所の名称等

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 電話 0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所、交付方法及び縦覧

入札説明書については、令和4(2022)年12月9日(金)から令和5(2023)年1月12日(木)まで入札情報システム上で公開する。なお、入札情報システムでは容量上公開できない資料の確認は、同期間(土曜日、日曜日、祝日、令和4(2022)年12月29日(木)、同月30日(金)、令和5(2023)年1月3日(火)を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、(1)の場所において縦覧に付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和5(2023)年2月10日(金)午後5時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、栃木県物品等電子調達運用基準(令和3年(2021)年3月26日付け会管第461号)に定める紙入札方式参加承諾願(様式1)を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)により提出すること。郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。

イ 開札の日時及び場所

令和5(2023)年2月13日(月)午前10時30分 栃木県下水道管理事務所会議室において電子入札システムにより開札を行う。

なお、入札参加者の立会いは求めないものとするが、立会いを希望する場合は、開札日の前日(閉庁日を除く。)までに連絡し、代理人が立会う場合は委任状を提出すること。

(4) 入札方法

1(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 免除
  - イ 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第143条第2項の規定（同項第4号中「又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社」を除く。）により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第144条第1号に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1とする。
- (3) 入札者に要求される事項
  - ア この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び2の入札に参加する者に必要な資格資料を令和5（2023）年1月13日（金）午後5時00分までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

なお、資料の容量が3MBを超える場合又は提出する資料の特性上電子化できない資料が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準に定める提出書類通知書（様式2）を提出することにより、当該資料の郵送（書留郵便）又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出資料の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。
  - イ 提出資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された資料等については、返却しない。
- (4) 審査
  - ア 技術審査

下水道管理事務所長が、入札参加希望者の作成した資料をイの技術審査基準により審査する。
  - イ 技術審査基準

入札参加希望者の作成した資料が、下水道管理事務所で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
  - ウ 審査結果

令和5（2023）年1月16日（月）に電子入札システムにより通知する。
- (5) 質疑及びその回答について
  - ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和5（2023）年1月30日（月）午後5時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は、メール又は郵送により提出すること。
  - イ 質問の内容及び回答は、令和5（2023）年2月6日（月）までに電子入札システム上で公開する。
- (6) 入札の無効
  - ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書
  - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
  - ウ 栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書
  - エ 栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年3月26日付け会管第460号）第19条に掲げる入札に係る入札書
  - オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書
- (7) 落札者の決定方法
  - ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。
- (8) 契約書作成の要否 要

(9) 紙による入札参加承諾の基準等

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(10) その他

ア 低入札調査基準価格による。

イ その他

(ア) 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

(イ) 令和5(2023)年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Operations Consignment by the Tochigi Prefecture Waste Recycling Plant

(2) Time and Date of bidding:

5:00 p.m., February 10, 2023

(3) Information is available at:

General Affairs Division,

Sewage Management Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

(都市整備課)